

総 税 市 第 3 号  
令和 5 年 1 月 20 日

各 道 府 県 総 務 部 長 }  
東京都総務・主税局長 } 殿

総務省自治税務局市町村税課長  
( 公 印 省 略 )

改正道路交通法に新設される特定小型原動機付自転車等の  
課税上の取扱い等について

令和 4 年 4 月に成立した道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 32 号。以下「令和 4 年改正法」という。）の規定のうち、同法の特定小型原動機付自転車の交通方法等に関する規定については、令和 5 年 7 月 1 日に施行することが検討されています※<sub>1</sub>。

今般、令和 4 年改正法の施行後の道路交通法（昭和 35 年法律第 105 号。以下「改正道路交通法」という。）に新設される特定小型原動機付自転車の課税上の取扱い及び課税標識（いわゆるナンバープレート）の標準様式並びに改正道路交通法において歩行者として取り扱われ、道路運送車両法（昭和 26 年法律第 185 号）において道路運送車両に該当しないものと解されるものの課税上の取扱いについて、下記のとおり通知しますので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）へ周知いただきますようお願いいたします。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4（技術的な助言）に基づくものです。

記

1 特定原動機付自転車に係る課税上の取扱いについて

(1) 特定小型原動機付自転車の定義について

令和 4 年改正法を踏まえ、道路運送車両の保安基準（昭和 26 年運輸省令第 67 号。以下「保安基準」という。）も改正され※<sub>2</sub>、原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするものであって、以下の要件全てに該当するものが、特定小型原動機付自転車として定義された。

- ・原動機の定格出力が 0.60 キロワット以下であること。
- ・長さ 1.9 メートル以下、幅 0.6 メートル以下であること。
- ・最高速度が 20 キロメートル毎時以下であること。

## (2) 令和 5 年度税制改正について

令和 5 年度与党税制大綱において、特定小型原動機付自転車については、現行の原動機付自転車と同様に、軽自動車税種別割の税率は引き続き 2,000 円とされた。当該税率は、令和 6 年度以後の軽自動車税種別割について適用されることとなる。

なお、今回の改正に伴い、地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号）に定める申告書の様式の改正等を予定している。

## (3) 特定小型原動機付自転車に該当する車両の区別について

特定小型原動機付自転車については、上記 1（1）のとおり定義され、道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和 4 年国土交通省令第 91 号）による改正後の保安基準に規定する最高速度表示灯、道路運送車両法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 74 号）に規定する型式認定番号標、特定小型原動機付自転車の性能等確認制度に関する告示（国土交通省告示第 1294 号）に規定する性能等確認実施機関による性能等確認済みの表示（シール）により、特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車（特定小型原動機付自転車以外の原動機付自転車をいう。以下同じ。）との区別がされることとなる※<sup>2</sup>（再掲）。なお、性能等確認を受けた結果、保安基準適合性等が確認された特定小型原動機付自転車については、その車両型式、製作者等の情報が国土交通省ホームページにおいて公表される予定である。

加えて、課税実務に資するため、特定小型原動機付自転車の取得者に対して、譲渡（販売）証明書を販売事業者等が交付する場合には、一般原動機付自転車と特定小型原動機付自転車が区別して記載されるよう、関係省庁と協議を行っており、その結果について後日お知らせする予定である。

## (4) シェアリングサービスに供される車両における主たる定置場の考え方について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 443 条第 1 項において規定する「主たる定置場」について、「地方税法の施行に関する取扱いについて（市町村税関係）」（平成 22 年 4 月 1 日総税市第 16 号）では、軽自動車等の運行を休止した場合において主として駐車する場所をいうものとされており、法人が所有する原動機付自転車の場合には、明確な反証がない限り、使用の本拠とされる

事務所の所在地に主たる定置場があるものとして取り扱うこととされている。

特定小型原動機付自転車は、多数の車両がシェアリングサービスに供されているが、これらについては、レンタルポートに実際に機体が配置され、駐車されることから、当該レンタルポートを「主たる定置場」と解することが適当と考えられるので、各市町村においては、納税義務者たる事業者団体からの申告を踏まえ、適切に対応されたい。

なお、このことについては、主な事業者団体に対して周知済である。

## 2 課税標識について

### (1) 標準様式について

特定小型原動機付自転車における課税標識については、安全性の観点から、機体幅に収まる標識とするよう、シェアリングサービス等の事業者団体から要望があったことを踏まえ、令和4年改正法の施行日以降、別紙の標準様式により交付すること。

なお、当該標識における文字の配置については、自動車損害賠償保障法施行規則（昭和30年運輸省令第66号）第1条の5で規定されている縦35mm×横35mmの保険標章を貼付することができる配置とされたい。

### (2) 令和4年改正法施行日に向けた準備について

特定小型原動機付自転車に係る標識については、上記2(1)のとおり、令和4年改正法の施行日から直ちに交付ができるよう準備いただきたい。ただし、施行日からの交付が難しい場合にあつては、可能な限り早期に標準様式に基づく標識の交付ができるよう準備いただきたい。

なお、令和4年改正法施行日より前に取得され、既に従来 of 標識が交付されている車両について、当該車両の所有者から、特定小型原動機付自転車に係る標識への交換の申請があつた場合には、新たに標識を交付しても差し支えない。

### (3) 標識交付証明書等における記載について

自動車損害賠償責任保険（共済）の手続きに当たっては、車種認定のため、必要に応じて保険事業者から標識交付証明書や廃車申告受付書の提出が契約者に求められている。

今般、保険事業者より、これらの書類において、特定小型原動機付自転車と一般原動機付自転車との区別ができるよう要請があつたことから、各市町村においては、両者を区別して記載することができるよう、様式の改正等の対応について、検討をお願いしたい。

#### (4) オンライン・郵送での交付申請への対応について

今般、販売事業者団体より、標識の交付申請及び交付をオンラインや郵送により対応することについて、要請があったところである。これらの対応は、納税者が直接窓口に出向く必要がなく、利便性の向上につながるものであり、既に一部市町村において、実施している例もあるものと承知している。

各市町村においては、申請手続きの利便性向上の観点から、オンラインや郵送での交付申請等への対応について、検討をお願いしたい。

### 3 道路交通法において歩行者として取り扱われる車両の取扱いについて

従来、道路交通法第2条に規定する身体障害者用の車椅子又は歩行補助車等を通行させている者は、同条第3項の規定に基づき歩行者とされていることから、当該車椅子及び歩行補助車等については、道路運送車両法第2条第1項の道路運送車両に該当しないものと解されてきたところである。

今般、令和4年改正法により、改正道路交通法第2条第3項の規定の適用を受けるものとして、移動用小型車、遠隔操作型小型車又は小児用の車を通行させている者（遠隔操作型小型車にあっては、遠隔操作により通行させている者を除く。）が整理されるとともに、身体障害者用の車椅子を身体障害者用の車に改めることとされたところである。

これを受けて、道路運送車両法を所管する国土交通省より、身体障害者用の車及び歩行補助車等に加え、移動用小型車、遠隔操作型小型車及び小児用の車についても、同様に道路運送車両に該当しないものと解するとの見解が示される予定であることから、引き続き、軽自動車税についても、課税対象とすることがないように、遺漏なきようお願いしたい。

※1 警察庁による当該規定の施行日に関する次の政令案のパブリックコメントを参照のこと。

「道路交通法施行令の一部を改正する政令案」等に対する意見の募集について  
<https://www.npa.go.jp/news/consultation/index.html>（トップページ）

※2 道路運送車両の保安基準の一部を改正する省令（令和4年12月23日国土交通省令第91号）。詳細については次の国土交通省プレスリリースを参照のこと。

「特定小型原動機付自転車に関する保安基準の整備等を行います！」

[https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10\\_hh\\_000276.html](https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha10_hh_000276.html)

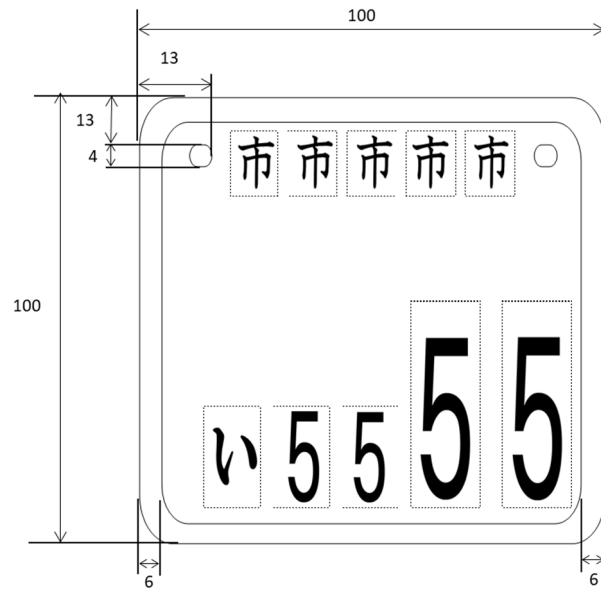
(連絡先)

総務省自治税務局自動車税制企画室

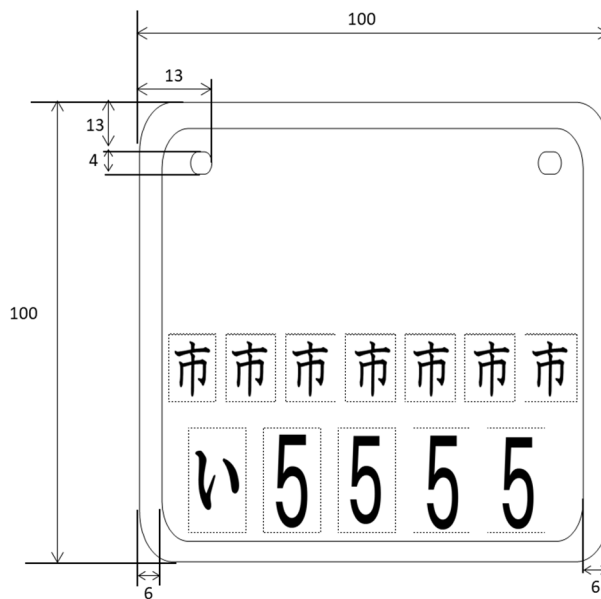
担当：山本主査、高梨事務官

電話：03-5253-5663

(別紙)



単位：mm



備考

- 1 番号標は、金属製のもの又は金属及び透明材料を用いたものとし、車両番号は浮出しとする。この場合において、金属及び透明材料を用いたものにあつては、金属製と同程度に堅牢で使用に十分耐えるものであること。
- 2 標識の地の塗色は、白色とすること。
- 3 標識の文字の塗色は、濃紺色とすること。
- 4 標識の文字の大きさは、視認性確保の観点から、標準様式よりも著しく小さくすることがないようにすること。